

# 官報号外 昭和三十二年五月十九日

## ○第二十六回 参議院会議録第三十九号

昭和三十二年五月十九日(日曜日)午後九時二分開議

議事日程 第三十八号

午前十時開議

第一 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

○議長(松野謙平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨十八日衆議院から、同院は第二十六回国会の会期を五月十九日まで一日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

去る十四日逝去された議員白川一雄君に対し、昨十八日左の弔詞を贈呈した。

參議院は議員正五位黒四等白川一雄君の長逝に対しまして、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 同 同

地方行政委員 同 同

法務委員 同 同

外務委員 同 同

大蔵委員 太暮武太夫君

木暮武太夫君

藤田進君

大川光三君

秋山良一君

田中啓一君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

農林水産委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

通信委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

建設委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

運輸委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

商工委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

農林水産委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

通信委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

建設委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

運輸委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

商工委員 同 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



内閣委員会

- 一、防衛省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
- 二、大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一五七号)
- 三、國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一六二号)
- 四、内政省設置法案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一六六号)
- 五、内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一七〇号)
- 六、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一六七号)
- 七、憲法調査会法を廃止する法律案(淺沼稻次郎君外七名提出、衆法第二三号)
- 八、國務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(参議院提出、第二十四回国会參法第一号)
- 九、行政機構並びにその運営に関する件
- 一〇、恩給及び法制一般に関する件
- 一一、國の防衛に関する件
- 一二、公務員の制度及び給与に関する件
- 一三、警察に関する件
- 一四、消防に関する件
- 一五、地方行政委員会

法務委員会

一、裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

二、違憲裁判手続法案(鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一五号)

三、裁判所法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一六号)

四、刑法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十二名提出、衆法第二七号)

五、裁判所の司法行政に関する件

六、司法試験制度に関する件

七、法務行政及び検察行政に関する件

八、国内治安及び人權擁護に関する件

九、外国人の出入國に関する件

一〇、交通輸送犯罪に関する件

一一、充春防止法の施行に関する件

一二、戰犯服役者に関する件

三四、賠償に関する件

大蔵委員会

一、預金保障基金法案(内閣提出第一五〇号)

二、金融機関の經營保全等のための特別措置に関する法律案(内閣提出第一五一号)

三、物品税法を廃止する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第一一号)

四、酒税法の一部を改正する法律  
案（平岡忠次郎君外十二名提出、衆法第一二号）

五、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（石田有全君外四名提出、衆法第三五号）

六、社会福祉事業等の施設に関する措置法案（参議院提出、參法第二号）

七、租税特別措置法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第四六号）

八、財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会開法第一五八号）

九、国家公務員のため国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会開法第一五九号）

一〇、会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会参議院送付）

一一、外資に關する法律の一部を改正する法律案（春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会衆法第一七号）

一二、銀行法の一部を改正する法律案（春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会衆法第一八号）

一三、税制に関する件

一四、金融に関する件

一五、外国為替に関する件

一六、国有財産に関する件

一七、専売事業に関する件

一八、印刷事業に関する件

一九、造幣事業に関する件

文教委員会  
一、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案（山崎始男君外六名提出、第二十四回国会衆法第八号）

二、市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（平田ヒデ君外二名提出、衆法第一八号）

三、公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（櫻井奎夫君外三名提出、衆法第二二号）

四、教育、学術、文化及び宗教に関する件  
社会労働委員会

一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、第二十四回国会衆法第四号）

二、労働者福祉施設資金の運用に関する法律案（岡良一君外十三名提出、第二十四回国会衆法第五八号）

三、衛生検査技師法案（福田昌子君外一名提出、第二十四回国会衆法第六六号）

四、母子年金法案（長谷川保君外十六名提出、第二十四回国会衆法第七〇号）

五、最低賃金法案（和田博雄君外十六名提出、衆法第三号）

六、家内労働法案（和田博雄君外十六名提出、衆法第四号）

八、病理細菌検査技師法案（八田貞義君外二十五名提出、衆法第四一号）

九、角膜移植に関する法律案（中山マサ君外四十五名提出、衆法第四三号）

九、地区衛生組織の育成に関する法律案（加藤鎌五郎君外二十五名提出、衆法第四八号）

一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、婦人、児童福祉及び人口問題に関する件

一一、労使関係、労働基準及び失業対策に関する件

農林水産委員会

一、昭和二十九年度までの災害に係る農林水産施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案（稻富鶴人君外三十四名提出、第二十四回国衆法第四八号）

二、食糧及び肥料に関する件

三、畜産及び蚕糸に関する件

四、農地及び林野に関する件

五、漁港、漁船及び漁業制度に関する件

六、公海漁業、沿岸及び内水面漁業に関する件

七、農林業団体及び水産業団体に関する件

八、農業災害及び漁業災害に関する件

九、農林水産金融に関する件

商工委員会

一、小売商業特別措置法案（内閣提出第一五七号）

二、中小企業の産業分野の確保に関する法律案（水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第五号）





七 クリーニング業法（昭和二十一年法律第二百七号）に規定するクリーニング業  
2 この法律で「営業者」とは、前項各号に掲げる営業を営む者をい  
う。

第二章 環境衛生同業組合  
第一節 通則  
(環境衛生同業組合)

第三条 営業者は、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定める業種ごとに、環境衛生同業組合（以下「組合」という。）を組織することができる。

第四条 組合は、法人とする。  
2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。  
一 営利を目的としないこと。  
二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができるること。  
三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。  
(地区)

第六条 組合は、都道府県ごとに一箇とし、その地区は、都道府県の区域による。  
(登記)

第七条 組合は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の結了等の各場合に、登記をしなければならない。  
2 前項の規定により登記をしなけ

ればならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

## 第二節 事業及び適正化規程

### （事業）

第八条 組合は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行ふものとする。

一 当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限

二 政令で定める業種につき、前号に規定する事態が存する場合における営業方法の制限

三 政令で定める業種につき、第1号に規定する事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定

四 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導

五 食品等の規格又は基準に関する検査

六 組合員の営業に関する共同施設

七 組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金のあつ旋（あつ旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）  
八 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設

九 前各号の事業に附帯する事業を除く。には、この限りでない。  
2 組合は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、組合員の共済に関する事業を行ふことができる。

### （適正化規程の設定及び認可）

第九条 組合は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事業を行おうとするときは、適正化規程（制限の内容及びその実施に関する定を

いふ。以下同じ。）を定めて厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様である。

2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該適正化規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるとときは、認可をしてはならない。

一 前条第一項第一号に規定する事態を克服するための必要かつ最小限度の範囲をこえているものである。

二 不当に特定の組合員を差別的

に取り扱うものであること。

三 利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

二 不當に特定の組合員を差別的

に取り扱うものであること。

三 利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

（公正取引委員会との関係）

二 不當に特定の組合員を差別的

に取り扱うものであること。

三 利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）の規定は、適正化規程及び適正化規程に基いて行う組合員の行為には、適用しない。ただし、第十三条第四項の規定による公示があつた後一箇月を経過した場合（同条第三項の規定による請求に応じ、第十二条第一項の規定による処分があつた場合

を除く。）には、この限りでない。  
2 第十三条第三項の規定による請求が適正化規程の定の一項について行われたときは、その適正化規程の定のうちその請求に係る部分の部分に関するでは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本款の規定の適用があるものとする。

### （適正化規程の変更命令及び認可の取消）

第九条 組合は、前項の規定による命令に至つたと認めるとき

は、当該組合に対し、これを変更すべきことを命へ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならぬ。

2 厚生大臣は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、第九条第一項の認可を取り消さなければならぬ。

（適正化規程の廃止）

第十二条 組合は、適正化規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

### （資格）

第十五条 組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において当該業種に属する営業を営む者で定款で定めるものとする。

第十六条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたより困難な条件をつけはならない。

### （加入の自由）

第十七条 組合員は、各々一箇の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十三条の規定により、第十四条の規定により、第十二条第一項の規定によると認められる組合員の議決権又は選挙権を行ふことができる。

3 公正取引委員会は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、厚生大臣に対し、第十二条第一項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遲滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

### （公正取引規程の設定等に関する決議）

2 第十三条第三項の規定による請求が適正化規程の定の一項について行われたときは、その適正化規程の定のうちその請求に係る部分の部分に関するでは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本款の規定の適用があるものとする。

3 公正取引委員会は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、厚生大臣に対し、第十二条第一項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

。前項の規定により議決権又は選挙権を行ふ者は、出席者とみなされ、代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。  
。代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。  
。代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。  
。組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。  
。組合員は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。  
。組合員は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。  
**(過怠金)**  
**第二十条** 組合は、定款の定めるところにより、当該適正化規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。  
**(法定賠償)**  
**第二十一条** 組合員は、次の事由によつて脱退する。  
一 組合員たる資格の喪失  
二 死亡又は解散  
**三 除名**  
除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によってすることができる。この場合において、組合は、その総会の会期の一週間前までに、当該組合員

二一 適正化規程に違反し、その他組合の目的遂行に反する行為をした組合員

二二 その他定款で定める事由に該当する組合員

三 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

#### 第四節 設立

(発起人)

第二十二条 組合を設立するには、その組合員にならうとする二十人以上の者が、発起人になることを要する。

二 組合は、その組合員の総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができない。

二一 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

二二 発起人が作成した定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の賛成によらなければならない。

四 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

五 創立総会の議事は、組合員たる

6 創立総会については、第十七条  
　　並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害關係人の議決権）、第二百四十三条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律第二十三条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為ストヲ要セズ」と、商法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律第二十三条第五項」と読み替えるものとする。  
（設立の認可）

2 第二十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

二 第二十二条第二項に規定する設立要件を備えていること。

三 設立の手続及び定款の内容が法令に違反していないこと。

(理事への事務引継)

第二十五条 設立の認可があつたときは、発起人は、趣旨なく、その事務を理事に引き継がなければならぬ。

(成立の時期)

第二十六条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第二十七条 組合の設立については、商法第四百二十九条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第二十八条 組合の定款には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。」

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 総会又は総代会に関する規定

八 役員の定数及び選挙又は選任に関する規定

九 業務の執行及び会計に関する規定

十 事業年度

十一 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

3 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第二十四条第二項の規定を準用する。

(役員)

第二十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 監事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならぬ。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。

6 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

7 投票は、一人につき一票とする。

ることができる。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任することができる。

#### (役員の任期)

第三十条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とす

る。

#### 2 拠欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当時の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

#### (理事の責任)

第三十一条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(監事の兼職の禁止)  
第三十二条 監事は、当該組合の理事又は職員と兼ねてはならない。  
3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(理事の自己契約)  
第三十三条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八条（自己契約等）の規定を適用しない。

(理事の責任)  
第三十四条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。

2 前項の書類を通常総会に提出し、これらは監事に提出し、かつ、支弁算書を監事に提出し、かつ、前項の書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 (決算関係書類の提出、備付及び閲覧)  
第三十五条 理事は、通常総会の会期までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支弁算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会期から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書類を送

り、意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。

その承認を求めなければならぬ。

付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるべきである。

#### 2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。

#### (通常総会の招集)

第三十九条 理事及び監事について

は、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴訟）及び第二百八十四条（取締役の責任の解除）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ一（取締役の忠実義務）、第二百六十二条から第二百六十二条まで（会社代表）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第三百四十四条並びに商法第二百七十四条（報告を求める調査をする権限）及び第二百七十八条（監事と取締役との連帯責任）の規定を、理事会については、同法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第一項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八条」とあるのは、「二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは、「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第三十六条」

第一項」と読み替えるものとする。

#### 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

#### (商法等の準用)

第四十条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

#### (臨時総会の招集)

第四十一条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

#### (通常総会の招集)

第四十二条 前条第二項の規定によるとおり、毎事業年度一回招集しなければならない。

#### (組合員による総会招集)

第四十三条 総会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

#### (通知又は催告)

第四十四条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載した者の住所（その者



四 会員に対する第八条第一項第二号に掲げる資金のあつ旋(あつ旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の会員に対する貸付を含む。)

五 会員たる組合の組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設

六 前各号の事業に附帯する事業

2 連合会は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、会員(会員たる組合の組合員を含む)の共済に関する事業を行なうことができる。

(適正化基準の認可)

第五十五条 連合会は、適正化基準の設定について、厚生大臣の認可を受けなければならない。その変更についても同様である。(準用)

第五十六条 第四条、第五条(第二号を除く)、第七条、第九条第二項、第十条から第十四条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条から第二十七条まで、第二十八条(第一項第三号及び第六号を除く)、第二十九条から第四十六条まで、第四十七条(第四号を除く)、第四十八条及び第五十条から第五十二条までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第九条第二項中「前項」とあるのは「第五十五条」と、第十一条第一項中「同条第一項」とあるのは「二」と、第二十二条第一項中「二十

人」とあるのは「五」と、同条第一項中「その地区内において当該業種に属する営業を営む者」とあるのは「会員たる資格を有する組合」と読み替えるものとする。

第四章 料金等の規制措置

(料金等の制限に関する命令)

第五十七条 第九条の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、次の各号の一に該当する事態が存し、かつ、このような事態を放置しては適正な衛生措置の確保にはなはだしい支障を生ずると認めるときに限り、当該適正化規程の内容を参考して、厚生省令をもつて、当該営業について、料金若しくは販売価格又は營業方法の制限を定め、当該営業者のすべてに対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 当該営業者で当該適正化規程の適用を受けないものの事業活動により、当該営業の健全な経営を阻害していること。

二 当該組合の自主的活動をもつては、組合員の営業の健全な経営を確保することができないこと。

2 第十三条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五章 環境衛生適正化審議会

(環境衛生適正化審議会)

第五十八条 この法律の施行に関する重要な事項を調査審議させるため、厚生省に、中央環境衛生適正化審議会を置く。

2 都道府県は、第六十四条第一項の政令で厚生大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されたときは、当該委任に係るこの法律の施行に関する重要な事項を調査審議させることとする。

第四章 料金等の規制措置

(料金等の制限に関する命令)

第五十九条 前条に定めるものは、環境衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(報告及び検査)

第六十条 厚生大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、営業者、組合若しくは連合会から必要な報告を徵し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十一条 組合又は連合会の役員が、法令の規定、法令の規定に基づく処分又は定款に違反したときは、厚生大臣は、組合又は連合会に対し、その役員の解任を勧告することができる。

第六十二条 組合又は連合会が次の各号の一に該当するときは、厚生大臣は、組合又は連合会の解散を命ずることができる。

(解散の命令)

第六十三条 第二項の規定による命令を下す場合は、同項中「厚生省令」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。

(実施規定)

第六十五条 この法律に規定するもののか、この法律の施行に関する重要な事項は、厚生省令で定めることとする。

第七章 罰則

第六十六条 第五十七条第一項の規定による命令に違反した者は、十円以下の罰金に処する。

第六十七条 第九条第一項又は第五十五条の認可を受けないで適正化規程又は適正化基準を実施した組





〔審査報告書は都合により追録に  
自転車競技法の一部を改正する法  
律案  
右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付  
する。  
昭和三十一年四月二十三日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 松野鶴平殿  
自転車競技法の一部を改正する法  
律案  
自転車競技法の一部を改正する  
法律  
自転車競技法（昭和二十三年法律  
第二百九号）の一部を次のようにより改  
正する。  
第一条第一項中「自転車の改良、  
増産、輸出の増加、国内需要の充足  
に寄与するとともに、地方財政の増  
収」を「自転車その他の機械の改良及  
び輸出の振興並びに機械工業の合理  
化に寄与するとともに、地方財政の  
健全化」に改める。  
第一条第四項中「この法律によ  
り行う自転車競走（以下競輪といふ。）」  
を「競輪」に改め、同条第二項の次に  
次の一項を加える。  
取り消すことができる。  
自治府長官は、指定市町村が一  
年以上引き続（き）くこの法律による自  
転車競走（以下競輪といふ。）を開  
催しなかつたときは、その指定を  
次の一項を加える。  
第二条中「都道府県知事」を「通商  
産業局長及び都道府県知事」に改め

第三条第四項中「及び構造設備が公安上及び競輪の運営上適當であると認めるとき」を「構造及び設備が命令で定める公安上及び競輪の運営上の基準に適合する場合」に改め、同条に次の二項を加える。

通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することができる。

通商産業大臣は、競輪場の設置者が一年以上引き続きその競輪場を競輪の用に供しなかつたときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第四条第二項中「申請が命令で」を「申請に係る施設の位置、構造及び設備が命令で」に改め、同条に次の二項を加える。

前条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可に準用する。

第五条中「競輪場」を削り、「日本自転車振興会連合会」と「日本自転車振興会」に改める。

第七条の二中「未成年者」を「学生生徒及び未成年者」に改める。

第八条各号を次のように改める。

一 競輪に關係する政府職員及び競輪施行者の職員にあつては、すべての競輪

二 日本自転車振興会及び自転車振興会の役職員並びに競輪の選手にあつては、すべての競輪

三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、車券の発売等、競輪場内の整理及び警備その他競輪の事務に從う者にあつては、当該競輪

第九条に次の二項を加える。

前四項の規定により払戻金を交付する場合において、その金額は、一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第九条の二を次のように改める。

第九条の二 前条第一項の払戻金の額が命令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第九条の三第二項中「その順位で」を削る。

第九条の四中「三十日」を「六十日」に改める。

第十条を次のよう改める。

第十条 競輪施行者は、左の各号に掲げる金額を日本自転車振興会に交付しなければならない。

一 一回の開催による車券の売上金額

二 一回の開催による車券の売上金の額に応じ、その額の千分の三以内において命令で定める金額に相当する金額

競輪施行者は、自転車振興会に競輪の実施を委任したときは、委任の範囲及び一回の開催による車券の売上金の額に応じ命令で定める金額を自転車振興会に交付しなければならない。

前項の命令で定める金額は、一回の開催による車券の売上金の額の別表第二の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる金額をとてはならない。

第十一條第一項中「事項」を「事業」

に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

自転車振興会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十一条の規定により設立される法人とする。

第十一條の次に次の二条を加える。

第十一條の二　自転車振興会の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十一條の三　自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

自転車振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第十二條を次のように改める。

第十二条　日本自転車振興会は、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に開する事業の振興に資することを目的とする。

第十二条の次に次の二十四条を加える。

第十二条の二　日本自転車振興会は、法人とする。

第十二条の三　日本自転車振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

日本自転車振興会は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に

第十二条の四 日本自転車振興会  
は、政令の定めるところにより、  
登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要と  
する事項は、登記の後でなければ  
は、これをもつて第三者に対抗す  
ることができない。

第十二条の五 日本自転車振興会で  
ない者は、日本自転車振興会とい  
う名称を用いてはならない。

第十二条の六 民法第四十四条、第  
五十一条及び第五十四条の規定は、  
日本自転車振興会に準用する。

第十二条の七 日本自転車振興会  
に、役員として、会長一人、副会  
長一人、理事八人以内及び監事二  
人以内を置く。

第十二条の八 会長は、日本自転車  
振興会を代表し、その業務を總理  
する。

副会長は、会長の定めるところ  
により、日本自転車振興会を代表  
し、会長を補佐して日本自転車振  
興会の業務を掌理し、会長に事故  
があるときはその職務を代理し、  
会長が欠員のときはその職務を行  
う。

理事は、会長の定めるところに  
より、会長及び副会長を補佐して  
日本自転車振興会の業務を掌理  
し、会長及び副会長に事故がある  
ときはその職務を代理し、会長及  
び副会長が欠員のときはその職務  
を行う。

監事は、日本自転車振興会の業  
務を監査する。

理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。  
役員の任期は、三年とする。  
役員は、再任されることができない。

第十二条の十 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けた後、三年を経過しない者

二 この法律に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

三 地方議員、國家公務員、審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。又は政党の役員

四 日本自転車振興会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれららの者が法人であるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

第五条 第十二条の十一 通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第六条 第十二条の十二 通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるととき、又は会長、副会長若

しくは監事が職務上の義務違反をするに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他の原因による非行があると認めるときは、これを解任することができる。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他の原因による非行があると認めるときは、これを解任することができる。

第十二条の十三 日本自転車振興会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が日本自転車振興会を代表する。

第十二条の十四 日本自転車振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十二条の十五 日本自転車振興会に、運営委員会を置く。

第十二条の十六 日本自転車振興会は、第十二条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行ふ。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪を使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。

二 選手及び自転車の競走前の検査方法、審判の方法その他競輪の実施方法に關し、自転車振興会を指導すること。

三 選手の出場のあつせんを行ふこと。

四 審判員、選手その他の競輪の運営委員会の意見を聞かなければならぬ。

第十二条の十七 日本自転車振興会は、第十一条第一項第一号の規定による交付金及び小型自動車競走法第十六条の規定による交付金を、競輪に関する業務に必要な経費に充ててはならない。

第十二条の十八 日本自転車振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条の十九 日本自転車振興会は、資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受ければならない。

第十二条の二十 日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとい

運営委員会の意見を聞かなければならぬ。

日本自転車振興会は、競輪に関する業務を行うには、会長が運営委員会の意見を聞いて定めた方針に従わなければならない。

会長は、競輪に関する業務を掌理する運事の任命又は解任について第十二条の九第二項又は第十二条の十一第四項の認可を申請しようとすると、運営委員会の意見を聞くなければならない。

運営委員会は、前項に定めるもの之外、会長の諮問に応じ、日本自転車振興会の競輪に関する業務の運営について調査審議する。

運営委員会は、委員二十人以内で組織する。

競輪法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条の規定による交付金の受入を行うこと。

前各号に掲げる目的を達成するため必要な業務

日本自転車振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

日本自転車振興会は、第一項第七号に掲げる業務のうち第十条第一項第二号の規定による交付金の受領の事務を自転車振興会に委託することができる。

日本自転車振興会は、第十二条の十九の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

第十二条の二十 日本自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条の二十一 日本自転車振興会は、資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受ければならない。

第十二条の二十二 日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとい

実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五 自転車その他の機械に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付を行なうこと。

六 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

七 第十条第一項及び小型自転車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条の規定による交付金の受入を行うこと。

八 前各号に掲げる目的を達成するため必要な業務

日本自転車振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

日本自転車振興会は、第一項第七号に掲げる業務のうち第十条第一項第二号の規定による交付金の受領の事務を自転車振興会に委託することができる。

日本自転車振興会は、第十二条の十九の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

第十二条の二十 日本自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条の二十一 日本自転車振興会は、資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受ければならない。

第十二条の二十二 日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとい

項を定めておかなければならぬ。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定の方法及び合格基準

二 選手の出場のあつせんの基準

三 審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者の養成又は訓練の課程、期間、場所及び費用負担の方法

四 自転車その他の機械に関する事業の振興に必要な資金の融通のための資金の貸付の利率、償還期限及び償還の方法

五 補助の対象とする自転車その他の機械に関する事業の振興の実施に必要な者の養成又は訓練の課程、期間、場所及び費用負担の方法

六 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

七 第十条第一項及び小型自転車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条の規定による交付金の受入を行うこと。

八 前各号に掲げる目的を達成するため必要な業務

日本自転車振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

日本自転車振興会は、第一項第七号に掲げる業務のうち第十条第一項第二号の規定による交付金の受領の事務を自転車振興会に委託することができる。

日本自転車振興会は、第十二条の十九の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

第十二条の二十 日本自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条の二十一 日本自転車振興会は、資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受ければならない。

第十二条の二十二 日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとい

するときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

一 銀行若しくは商工組合中央金庫への預金又は郵便貯金

二、國債証券、地方債券、鐵道債券、電信電話債券又は商工債券の保有

第十二条の二十三 日本自転車振興  
会は、毎事業年度経過後二月以内  
に、その事業年度の事業報告書、  
財産目録、貸借対照表及び損益計  
算書を作成し、通商産業大臣に提  
出しなければならない。

会は、通商産業大臣が監督する。  
通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本自転車振興会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第十二条の二十五　日本自転車振興会の解散については、別に法律で定める。

第十三条に次の二項を加える。

競輪場の設置者は、その競輪場の位置、構造及び設備を、第三条第四項の命令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。

場外車券売場の設置者は、その外車券売場の位置、構造及び設備を、第四条第二項の命令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第十四条中、「自動車振興会連合会」を削り、「所有者に対し、」を「設置者に対し、選手の出場又は競輪場右方」に変更する。しかし、場外車券売場の貸借に関する規定は、現行法と同様である。

条件を適正にすべし旨の命令、製輪場又は場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他の」に改める。

第十五条第一項中「自転車振興会連合会」を「日本自転車振興会」に、「所有者」を「設置者」に改める。

協議会は、会長一人及び委員十四人以内をもつて組織する。  
前条第三項から第八項までの規定は、自転車等機械関係事業振興資金協議会に準用する。

第十八条第一号中「第一条第三項」を「第一条第四項」に改める。

第十二条第三号中「第八条各号の二」を「第八条第三号」に、「当該各号」を「同号」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 第十二条の十七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第二十三条中「若しくは自転車振興会連合会」を削る。

**第二十九条** 左の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をしたる。

自転車振興会又は日本自転車振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

別表第

売上金の額	
二億円以上	一億円以上二 億円未満
八千万円以上	八千万円以上 八千万円未満
六千万円以上	六千万円以上 六千万円未満
日本自動車振興会に交付すべき金額	売上金の額の千分の十。ただし、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十五分の五百四十八が七千六百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と七千六百八十万円との差額の千分の二百五十九分の二百五十九分の九百四十が九千四百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の千分の九百四十四が九千四百八十万円未満となるとき、売上金の額の千分の十五。ただし、売上金の額の千分の九百四十四が九千四百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の千分の九百三十二が一億八千八百万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千八百万円との差額の千分の二百五十が一千八百二十万円未満となるとき、売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千八百万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千八百万円との差額の千分の二百五十が一千八百二十万円未満となるとき、

借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしてこれら書類を提出したとき。

### 三 第十二条の四第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

<p>三 第十二条の四第一項の規定による政令に違反して、登記することを意つたとき。</p>
<p>四 第十二条の十六第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。</p>
<p>五 第十二条の二十四第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。</p>
<p>第三十条 第十二条の五の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。</p>
<p>別表第一及び別表第一を次のよう に加える。</p>
<p>会に交付すべき金額</p>
<p>。ただし、売上金の額の千分 未満となるときは、当該売上 差額の千分の二百五十</p>
<p>三。ただし、売上金の額の千 六百八十万円未満となるとき 七千六百八十万円との差額の 五百八十万円未満となるとき 九千四百八十万円との差額の 一千八百八百万円未満となるとき 一億八千八百万円との差額の 七。ただし、売上金の額の千</p>







- 2 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

3 この法律の施行の日の前後によつたがつて開催される小型自動車競走については、改正後の第十六条及び第十七条の規定を適用する。

4 この法律の施行の際現に小型自動車競走会連合会に登録されている小型自動車競走場は、改正後の第五条第一項の許可を受け設置されたものとみなす。

5 この法律の施行の日の属する事業年度の小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の事業計画及び取支予算については、改正後の第二十条第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「自動車競走法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第一号)の施行後遅滞なく」とする。

6 改正後の第十六条に規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案、両案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。この二つの法律案は、その内容と趣旨において類似し、かつ密接な関係を持っています。

すなほく、日本自転車振興会に交付することによって、改正法案に準拠するよう改めたのであります。

以上が兩法案の概略であります。審議はきわめて熱心に行われ、政府当局との間に活発な連絡をもつて、改正法案に準拠するよう改めたのであります。

委員会における審議はきわめて熱心に行われ、政府当局との間に活発な連絡をもつて、改正法案に準拠するよう改めたのであります。

おもな問題として、射幸的娛樂の存廃に対する政府の根本的な考え方をいたしましたのであります。これに対して政府は、「これら射幸的娛樂の弊害は十分認めているのであるが、従つて恒久化する意思はない」とは、地方財政への影響も大きく、かつ、競輪場の借却等の問題もあるので、本改正法実施後の状況を十分勘案しつつ、存廻について今後検討したい」旨の答弁がありました。第二点は、競輪等の収益の一部は、国庫納入金として国家予算に計上し、機械振興費に限らず、社会福祉等の充実に充るべきではないかという強い意見に対し、政府は、「他の法律関係並びに予算編成上の問題もあるので、早急実現は困難であるが、法の許す範囲内に現は困難であるが、法の許す範囲内に

おいで、なるべく趣旨に沿うように努力する」旨の答弁がありました。第三点は、「競輪等の選手並びに競輪場に働く従業員、特に臨時従業員に対し、待遇改善や福祉厚生の拡充をはかるべきではないか」という質問に対し、政府は、その善処方を確約したのであります。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたところ、まず、日本社会党を代表して阿部竹松委員より、「競輪等の射幸的行為は、社会的悪影響のあるものにかんがみ、競輪等関係者の自後措置を十分考慮の上、将来、廃止の方向に進むべきであるとの見地より、われわれは遺憾ながら両改正法案に反対するものである。なお、地方財政への寄与であるとか、機械振興については、政府は別途の方策を講ずべきである」との反対意見の開陳があり、次に、縁風会加藤委員より、「両改正法案は、第二十二回国会における当委員会の付帯決議を全く無視しておる。根本的には、このような賭博的行為による収益で工業を振興するということは許されるべきでない、従つて、本法には「反対である」との意見の陳述があり、さらに、縁風会杉山委員よりは、「競輪等が廃止されることより改善されておると思うので、次のような付帯決議を、自転車競技法の一部改正法案に付して賛成する」との発言があつたのであります。次に、古池委員より自由民主党を代表して、諸般の事情を勘案するに、今日の情勢においては、両改正措置はやむを得ざるものと認められるのであるが、政府は、両改正法案の趣旨に即して、競輪等の健全化、明朗化に万全を期されたい。

なお、杉山委員提案の付帯決議にも賛成する」旨の意見がありました。

かくて討論を終り、採決を行いましたところ、両改正案は多数をもつて政府原案通り可決すべきものと決定し、次いで杉山委員提案の付帯決議案を採決いたしましたところ、同様に多数をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

〔参考〕

自転車競技法の一部を改正する法律案に対する商工委員会附帯決議

政府は、本改正法施行にあたり、競輪等の健全化に資するため、次の諸措置を講ずべきである。

一、スポーツ的娛樂としての性格を促進するとともに競技場の環境の明る化を図ること。

二、収益については癌、結核の対策等の保健衛生、福利厚生又はスポーツ振興等にも直接又は間接にこれを充用するの途を開くこと。

三、選手の素質向上並びに生活の安定を図り、災害補償、退職金等について特段の配慮をすること。

四、競技場従業員特に臨時従業員の身分について検討し、併せてその待遇改善について努力すること。

○議長(松野鶴平君) 別に御發言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、南方同胞援護会法案

医師国家試験予備試験及び歯科医師

労働福祉事業団法案

國家試験予備試験の受験資格の特例に

関する法律案(いずれも衆議院提出)

水道法案(いずれも内閣提出、衆議院付付)

以上、四案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。委員長の報告を求めて

ます。委員長の報告を求めて

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

南方同胞援護会法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十一年五月十六日

衆議院議長松野鶴平殿 秀次

参議院議長松野鶴平殿 益谷 秀次

南方同胞援護会法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 役員及び職員(第九条—第十九条)

第三章 評議員会(第十六条—第二十一条)

第四章 業務(第二十二条)

第五章 会計(第二十三条—第二十五条)

第六章 監督及び助成(第二十五

第七章 罰則(第二十九条—第三十二

十一条)

第八章 雜則(第三十二条)

附則 第一章 総則

第一条 南方同胞援護会は、次に掲

げる地域(以下「南方地域」とい

う。)に関する諸問題の解決の促進

を図るため必要な調査研究及び啓

蒙宣伝を行ふとともに、同地域に

居住する日本国民に対し援護を行

い、もつてその福祉の増進を図る

ことを目的とする。

一、硫黄島及び伊平屋島並びに

北緯二十七度以南の南西諸島

(大東諸島を含む。)

二、孀婦岩の南の南方諸島(小笠

原群島、西之島及び火山列島を

いう。)

三、沖の鳥島及び南鳥島

(法人格)

第二条 南方同胞援護会(以下「援護

会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 援護会は、主たる事務所を

東京都に置く。

2 援護会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第四条 援護会は、定款で次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(役員)

第五条 援護会は、役員として、会

長一人、副会長一人、専務理事一人

人、理事十五人以内及び監事二人

以内を置く。

七 資産に関する事項

八 会計に関する事項

2 定款の変更は、内閣總理大臣の

認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

八七〇



官 報 (号 外)

22

- 第三十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした援護会の役員を一円以下との過料に処する。

一 この法律の規定により内閣總理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六条の規定による内閣總理大臣の命令に違反したとき。

第三十一条 第六条の規定に違反して南方同胞援護会といふ名稱又はこれに類似する名稱を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

（政令への委任）

第三十二条 この法律に定めるもののはか、この法律の実施に關しある重要な事項は、政令で定める。

（設立の手続）

1 この法律は、昭和三十二年九月一日から施行する。ただし、附則第二項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。

2 内閣總理大臣は、援護会の設立前に、援護会の会長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された会

- 長又は監事となるべき者は、援護会の成り立たる日において、この法律の規定により、それぞれ援護会の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を附則第二項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

7 附則第二項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 援護会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(援護会の最初の事業年度)

9 援護会の最初の事業年度は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、昭和三十二年九月一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

(財団法人の解散等)

10 財団法人南方同胞援護会は、援護会成立の日に解散し、その権利義務は、援護会が承継する。この場合には、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

- 前項の財団法人南方同胞援護会の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

(他の法律の一部改正)

12 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）の一部を次のよう改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 南方同胞援護会法（昭和三十一年法律第一号）の施行に關すること。

13 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。

第十九条第七号中「日本学校給食会」の下に「、南方同胞援護会」を、「日本学校給食会法」の下に「、南方同胞援護会法」を加える。

14 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のよう改正する。

第五条中第六号ノ九ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ三 南方同胞援護会ガ其ノ業務ニ関シテ発スル証書、帳簿

15 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第十号中「損害保険料率算出団体」の下に「、南方同胞援護会」を加える。

16 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のよう改正する。

第五条第一項第六号中「損害保険料率算出団体」の下に「、南方同胞援護会」を加える。

- 〔地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう  
に改正する。〕

第七十二条の五第一項第六号中  
「損害保険料率算出団体」の下に  
「、南方同胞援護会」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に  
掲載〕

医師国家試験予備試験及び歯科医  
師国家試験予備試験の受験資格の  
特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十二年五月十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

(医師国家試験予備試験の受験資  
格の特例)

第一条 従前の規定による中学校若  
しくは高等女学校の卒業者又は専  
門学校入学者検定規程(大正十三  
年文部省令第二十二号)により  
専門学校入学の資格を有するもの  
として検定された者以上の程度を  
入学資格とする修業年限三年以上  
の医学の教育を目的とする学校  
(医師法(昭和二十三年法律第二百  
一号)第十一條第一号及び第四十  
三条の規定による大学及び専門学  
校を除く。)を卒業した者 同法第  
三十六条第三項又は第四項の規定  
により従前の例による試験を受け  
ることができた者(医師等の免許  
及び試験の特例に関する法律(昭

- 和二十八年法律第二百九十二号) 第二条の規定の適用を受ける者を除く。昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行つた医師試験の第一部試験に合格し、又は滿洲国で行つた医師考試の第一部考試に及格した者及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者は、医師法第十二条の規定にかかるらず、昭和三十四年十二月三十日までに行われる医師國家試験予備試験を受けることができる。

(歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例)

**第二条 歯科医師法(昭和二十三年法律第一百二号)第三十三条第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができた者(医師等の免許及び試験の特例に関する法律第四条の規定の適用を受ける者を除く。)及び昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行つた歯科医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲國の行つた歯科医師考試の第一部考試に及格した者は、歯科医師法第十二条の規定にかかるらず、昭和三十四年十二月三十日までに行われる歯科医師國家試験予備試験を受けることができる。**

労働福祉事業団法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月二十七日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 松野鶴平殿

労働福祉事業団法案  
労働福祉事業団法

目的

第一章 総則(第一条—第七条)  
第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)  
第三章 業務(第十九条—第二十一条)  
第四章 財務及び会計(第二十二条—第二十三条)  
第五章 監督(第三十二条—第三十三条)  
第六章 雑則(第三十四条—第三十五条)  
第七章 剽則(第三十九条—第四十条)  
附則

2 事業団は、事業団の資本金は、附則第六条第一項の規定により政府が出资した額と、附則第十条第一項の規定により事業団の設立に際し地方公共団体が出資した額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団は、事業団に出資することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下本条中「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の額は、出資の日現在における時価を基準として評価する。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、労働福東京都に置く。

第三条 事業団は、主たる事務所を

2 事業団は、この名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任用する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の就任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

2 事業団は、この名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(業務の範囲)

第十四条 事業団は、第一条の目的が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代行権の制限)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従事する事務所の業務に關しそ切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(職員の任命)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三条第一項の保険施設のうち、療養施設、職業再教育施設その他政令で定める施設の設置及び運営を行うこと。

二 失業保険法(昭和二十二年法律第一百四十六号)第二十七条の

(役員の任命)

第一条 労働福祉事業団は、労働者の災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を行ふことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 労働福祉事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

第六条 事業団でない者は、労働福

昭和三十一年五月十九日 参議院会議録第二十九号 南方同胞援護会法案外三件



の適用又は準用については、事業団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

**第三十六条** 事業団は、前条第一項（他の法律の規定において同項の規定により読み替えた法律第七十七条号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

**（大蔵大臣との協議）**

第三十七条 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十条第一項、第二十二条、第二十六条第一項、第二十九条又は第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十八条第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十八条 建築基準法（昭和十五年法律第二百一号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

**第七章 罰則**

第三十九条 次の各号の一に該当す

る場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により労働大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十二条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したところ反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**附 則**

第六条 第三十一条第二項の規定に違反する。

第三十三条第二項の規定によつて登記をしなければならない。

一 第四条第二項、第二十条第一項、第二十二条、第二十六条第一項、第二十九条又は第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十八条第二号の規定による指定をしようとするとき。

（事業団の設立）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第四十条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

（事務の引継）

第五条 政府は、事業団の設立に際し、労働者災害補償保険法第三条第一項の保険施設及び失業保険法第二十七条の二第一項の施設であつて、事業団がその成立の日において第十九条第一項第一号及び第二号の規定により行うこととされている業務に相当するものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

（事業団の設立）

第六条 政府は、事業団の設立に際して、事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画について、第二十二条中「当該事業のとおり、設立の登記をしなければならない。」の規定による。

（事務の引継）

第七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八条 事業団の最初の事業年度の業務については、第十九条第一項中「施設の設置及び運営」とあるのと同様、「施設の運営」と読み替えるものとする。

（事務の引継）

第九条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条中「当該事業のとおり、設立の登記をしなければならない。」の規定による。

（事務の引継）

第十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第十二条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条中「当該事業のとおり、設立の登記をしなければならない。」の規定による。

（事務の引継）

第十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第十四条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第十五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第十六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第十七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第十八条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第十九条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十一条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十二条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十四条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十八条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第二十九条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十一条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十二条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十四条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十八条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第三十九条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十一条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十二条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十四条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十八条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第四十九条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十一条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十二条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十四条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十八条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五十九条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十一条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十二条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十四条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十八条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第六十九条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十一条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十二条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十四条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十八条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第七十九条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十一条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十二条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十四条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十八条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第八十九条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十一条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十二条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十四条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十七条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十八条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十九条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十一条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十二条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第九十三条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

銀行」の下に「労働福祉事業団」を加え、同条に次の二号を加える。

二十七 労働福祉事業団が労働

福祉事業団法第十九条ノ業務

ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ

権利ノ取得又ハ所有權ノ保存

ノ登記

(印紙税法の改正)

第十六条 印紙税法(明治三十一年

法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第六号ノ十一の次に次の

法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

一号を加える。

六ノ十一ノ二 労働福祉事業団

ノ発スル證書、帳簿

(所得税法の改正)

第十七条 所得税法(昭和二十一年

法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第一項第四号の七の次に

次の一号を加える。

四の八 労働福祉事業団

(法人税法の改正)

第十八条 法人税法(昭和二十一年

法律第二十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第二号中「森林開発公團」

の下に「労働福祉事業団」を加え

る。

(地方税法の改正)

第十九条 地方税法(昭和十五年

法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中

「森林開発公團」の下に「労働福祉

事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の二号を加える。

十 労働福祉事業団が労働福

祉事業団法第十九条第一項第

一号及び第二号に規定する業

務の用に供する不動産で政令

で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の二号を加える。

十七 労働福祉事業団が労働福

祉事業団法第十九条第一項第

一号及び第二号に規定する業

務の用に供する固定資産で政

令で定めるもの

一號を置く。

理官一人を置く。

四 労働福祉事業団監理官は、命

を受けて、次条第一項第十一号

の三に規定する事務を行ふ。

第六条第一項第十一号の二の次に次の二号を加える。

十一の三 労働福祉事業団の業

務の監督その他労働福祉事業

団法の施行に関すること。

(北海道開発法の改正)

第二十条 行政管理庁設置法(昭和

二十三年法律第七十七号)の一部

を次のよう前に改正する。

第二条第十二号中「及び森林開

発公團」を、「森林開発公團及び労

働福祉事業団」に改める。

(建設省設置法の改正)

第二十一条 建設省設置法(昭和二

十三年法律第百十三号)の一部を

次のように改正する。

第三条第二号中「日本

労働福祉事業団」を加える。

(労働省設置法の改正)

第二十二条 労働省設置法(昭和二

十四年法律第百六十二号)の一部

を次のよう前に改正する。

第四条第十三号の次に次の二号

を加える。

に基いて、労働福祉事業団に對し、認可、承認その他監督を行うこと。

第三章 水道用水供給事業(第二

十六条第一項第二十一条)

第四章 専用水道(第三十五条第一項第三

十九条)

第五章 監督(第三十五条第一項第三

十六条)

第六章 雜則(第四十条第一項第五

十六条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水道の布設及

び管理を適正かつ合理的ならしめ

ることともに、水道事業を保護育成

することによつて、清淨にして豊

富低廉な水の供給を図り、もつて

公衆衛生の向上と生活環境の改善

とに寄与することを目的とする。

第二条 国民は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康をまもるために欠くことのできないもので

あることにかんがみ、水源及び水

道施設並びにこれらの周辺の清潔

保持に心掛けなければならない。

(水源及び水道施設の清潔保持)

第三条 この法律において「専用水道」とは、導管及びその他の工作物によ

り、水を人の飲用に適する水とし

て供給する施設の総体をいう。た

だし、臨時に施設されたものを除

く。

(用語の定義)

第三条 この法律において「水道」と

は、導管及びその他の工作物によ

り、水を人の飲用に適する水とし

て供給する施設の総体をいう。た

だし、臨時に施設されたものを除

く。

(水道事業)

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下の水道により、水を供給する事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を經營する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を經營する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、住宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、百人をこえる者にその居住に必要な水を供給するものをいふ。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が法令で定める基準以下である水道を除く。

7 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年五月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

水道法案

参議院議長 松野鶴平殿

水道法案

第一回 第一章 総則(第一条第一項)

第二回 第二章 水道事業(第六条第一項)

第三回 第三章 監督(第三十五条第一項)

第四回 第四章 雜則(第四十条第一項)

は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

8 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するためには、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

9 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は改造の工事をいう。

10 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

#### (施設基準)

第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配

水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

二 貯水施設は、渴水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

三 導水施設は、必要なポンプ、導水管送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要な量の净水を得るために必要なわんいでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

五 送水施設は、必要量の净水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六 配水管は、必要量の净水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 水道施設の位置及び配列を定めること。

3 水道施設の位置及び配列を定めること。

に、給水の確実性を考慮しなければならない。

3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

4 前項に規定するものほか、水道施設に関する必要な技術的基準は、厚生省令で定める。

#### (事業の認可)

##### 第二章 水道事業

第五条 水道事業を經營しようとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第六条 水道事業を經營しようとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得なければ、前項の認可を受けることができない。

(認可の申請)

第七条 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生大臣に提出しなければならない。

#### (認可基準)

第八条 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。

二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。

三 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。

四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。

五 供給条件が第十四条第四項各号に規定する要件に適合すること。

六 地方公共団体以外の者の申請によるあたつては、その布設及び維持管理ができるだけ經濟的で、かつ、容易になるようになるととも

七 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

八 その他厚生省令で定める事項

3 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 一日最大給水量及び一日平均給水量

二 水源の種別及び取水地点

三 水源の水量の概算及び水質試験の結果

四 水道施設の位置(標高及び水位を含む)、規模及び構造

五 浄水方法

六 配水管における最大静水圧及び最小動水圧

七 工事の着手及び完了の予定期日

八 その他厚生省令で定める事項

#### (認可基準)

第九条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地點若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

#### (事業の変更)

##### (事業の変更)

第十条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地點若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条第二項及び第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。ただし、第六条第二項の規定の準用は、給水区域の拡張により他の市町村の区域が新たに給水区域に含まれることとなる場合に限る。

#### (事業の休止及び廃止)

第十一條 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。

七 その他当該水道事業の開始が以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。

3 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 一日最大給水量及び一日平均給水量

二 水源の種別及び取水地点

三 水源の水量の概算及び水質試験の結果

四 水道施設の位置(標高及び水位を含む)、規模及び構造

五 浄水方法

六 配水管における最大静水圧及び最小動水圧

七 工事の着手及び完了の予定期日

八 その他厚生省令で定める事項

#### (認可基準)

第九条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地點若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条第二項及び第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。ただし、第六条第二項の規定の準用は、給水区域の拡張により他の市町村の区域が新たに給水区域に含まれることとなる場合に限る。

#### (事業の休止及び廃止)

第十一條 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

## (技術者による布設工事の監督)

第十二条 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならぬ。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格を有する者でなければならぬ。

(給水開始前の届出及び検査)

第十三条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改修した場合において、その新設、増設又は改修に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行ななければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 地方公共団体たる水道事業者は、料金を変更したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水契約の申込を受けたときは、正當の理由がなければ、これを拒んではならない。

3 地方公共団体以外の水道事業者は、供給条件を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

4 厚生大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認められたときは、その認可を与えない。

一 料金が、能率的な經營の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

5 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知せらるべき措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水装置の構造及び材質によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところによる措置をとらなければならない。

(給水義務)

第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需用者から給水契約の申込を受けたときは、正當の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、當時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を行なう。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第十六条 水道事業者は、当該水道により給水装置の構造及び材質によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定めた基準に適合しないときは、供給規程の定めるところによつて水の供給を停止することができる。

(給水装置の検査)

第十七条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者に限り、その職員をして、当該水道の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健診結果を保存しなければならない。

3 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定めた基準に適合しているかどうかの検査

2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健診結果を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第十八条 水道事業者は、水の供給を受ける者は、水道の施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健診結果を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

3 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定めた基準に適合しているかどうかの検査

2 次条第一項の規定による水質検査

3 次条第一項の規定による水質検査

4 次条第一項の規定による水質検査

5 第二十二条第一項の規定によ

停止することができる。この場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとす

る区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないと、正當な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかるらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

4 水道事業者は、前項の規定により給水装置の検査及び供給を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

5 水道事業者は、前項の規定により給水装置の検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

(水質検査)

第二十条 水道事業者は、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならぬ。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならぬ。

(水道技術管理)

第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(健診)

第二十二条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第二十三条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第二十四条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第二十五条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第二十六条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第二十七条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第二十八条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第二十九条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第三十条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第三十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第三十二条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第三十三条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第三十四条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

(水道技術管理)

第三十五条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住してゐる者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行なわなければならぬ。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 水道技術管理者は、政令で定めた資格を有する者でなければならぬ。

4 水道技術管理者は、前項の規定による給水の緊急停止に対する請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三十七条前段の規定による給水停止

六 第二十二条の規定による衛生上の措置

七 第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止

八 第三十七条前段の規定による給水停止





とき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を經營することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚生大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに附隨する土地、建物その他の物件並びに水道事業を經營するため必要な権利を買収することができる。

## 2 地方公共団体は、前項の規定により水道施設等を買収しようとするときは、買収の範囲、価額及び

その他の買収条件について、当該水道事業者と協議しなければならない。

3 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、厚生大臣が裁定する。この場合において、買収価額について

は、時価を基準とするものとする。前項の規定による裁定があつたときは、裁定の効果については、

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に定める收用の効果の例による。

5 第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その

域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を經營することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚生大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに附隨する土地、建物その他の物件並びに水道事業を經營するため必要な権利を買収することができる。

6 前項の訴においては、買収の他請求することができる。

## (訴願)

第四十三条 この法律又はこの法律に基く政令の規定による裁定に基く政令の規定による処分（第

四十二条第一項の規定による裁定及び前条第三項の規定による裁定のうち買収価額に関する部分を除く。）に不服のある者は、訴願法（明治二十三年法律第二百五号）の定めるところにより、訴願を提起することができる。

（国庫補助）

第四十四条 国は、簡易水道事業を經營しようとする市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めによるところにより、その水道の新設に要する費用の一部を補助することができる。

（国の特別な助成）

第四十五条 国は、地方公共団体が

水道施設の新設、増設若しくは改

又は災害の復旧を行う場合には、こ

れに必要な資金の融通又はそのあ

つせんにつとめなければならない。

（権限の委任）

第四十六条 この法律の規定により

厚生大臣に属する権限は、政令の定めるところにより、その一部を

都道府県知事に委任することがで

きる。

## (申請及び届出の経由)

第四十七条 この法律の規定により厚生大臣に對してなすべき認可又は許可の申請及び届出は、都道府県知事を經由してするものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により申請又は届出を受理したときは、意見を附して、これを厚生大臣に進呈しなければならない。

（管轄都道府県知事）

第四十八条 この法律又はこの法律に基く政令の規定により都道府県知事に属する権限は、第三十九条及び第四十条に定めるものを除き、水道施設が二以上の都道府県の区域にまたがる水道事業、水道用水供給事業又は専用水道について、政令の定めによるところにより、その水道の新設に要する費用の一部を補助することができる。

（特別区に関する説書）

第四十九条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

（第七章 罰則）

第五十一条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

二 第十一条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十五条第一項の規定に違反した者

四 第十五条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者

を除き、國の設置する専用水道についても適用されるものとする。

## (刑法(明治四十年法律第四十五号))

の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに

ついては、あらかじめ厚生大臣に當該工事の設計を届け出で、厚生大臣からその設計が第五条の規定による施設基準に適合する旨の通知を受けたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その工事に着手することができる。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による認可を受けないで水道事業を經營した者

二 第二十三条第一項（第三十一

条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第二十六条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を經營した者

四 第三十四条第一項及び第五章に定める都道府県知事の権限は、厚生大臣が行う。

5 国の設置する専用水道に関する厚生大臣に対する届出について、は、第四十七条の規定にかかわらず、都道府県知事を經由しないものとする。

（第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。）

一 第十一条第一項の規定に違反した者

二 第十一条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十五条第一項の規定に違反した者

四 第十五条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者

3 前二項の規定にあたる行為が、

。

刑法(明治四十年法律第四十五号)

の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに

ついては、あらかじめ厚生大臣に

當該工事の設計を届け出で、厚生大臣からその設計が第五条の規定による施設基準に適合する旨の通知を受けたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その工事に着手することができる。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による認可を受けないで水道事業を經營した者

二 第二十三条第一項（第三十一

条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第二十六条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を經營した者

四 第三十四条第一項及び第五章に定める都道府県知事の権限は、厚生大臣が行う。

5 国の設置する専用水道に関する厚生大臣に対する届出について、は、第四十七条の規定にかかわらず、都道府県知事を經由しないものとする。

（第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。）

一 第十一条第一項の規定に違反した者

二 第十一条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十五条第一項の規定に違反した者

四 第十五条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者



は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

4 国の設置する専用水道について

は、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「厚生大臣」と読み替え、前二項の規定は、適用しないものとする。この場合には、新法第五十条第五項の規定を適用する。

(水道の布設工事に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の規定は、この法律の施行の際現に施行中の水道の布設工事については、適用しない。

(水道技術管理者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に水道において新法第十九条第二項に規定する事務に従事し、又はその事務に従事する他の職員を監督している者については、その者が当該水道における水道技術管理者である場合に限り、この法律の施行後三年間は、同条第三項(新法第三十一条及び新法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

(消防せんの設置に伴う費用に関する経過措置)

第九条 新法第二十四条第二項の規定は、この法律の施行前に消防せんを設置した水道事業者について

も、適用されるものとする。ただし、この法律の施行前に要した費用については、この限りでない。

(施設又は区域内の専用水道)

第十一条 新法の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第二条第一項の施設又は区域内における専用水道については、適用しない。

(土地収用法の一部改正)

第十二条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「水道条例(明治二十三年法律第九号)による水道」を「水道法(昭和三十二年法律第一号)による水道事業若しくは水道用水供給事業」に改める。

(道路法の一部改正)

第十三条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のよう改正する。

第三十六条第一項中「水道条例(明治二十三年法律第九号)」を「水道法(昭和三十二年法律第一号)」に改め、「水管」の下に「(水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものに限る。)」を加える。

○阿具根登君登壇、拍手)

さて、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、南方同胞援護会法案について御報告いたします。

沖縄及び小笠原諸島に関する諸問題の解決の促進をはかるため、必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に居住する日本国民に対する援助を強化するため、南方同胞援護会を設立する必要があるのであります。これがこの法案を提出するに至った理由であります。

次に、この法律の概要を説明いたしますと、第一に、本会の目的、業務については、おおむね現在の財團法人としてのそれを取り入れ、会長、監事、評議員は内閣総理大臣がこれを任命することとし、公けの支配に属するにふさわしい措置を講ずることといたしてあります。第二に、監督官庁としての内閣総理大臣は、必要があると認めるとき同会の業務または会計の状況を検査し、また、業務上、法令、行政の処分または定款に違反したとき必要な是正措置を命ずる等の監督権を発動し得ることといたしてあります。第三に、国は同会に對し補助金を支出し、その他の財政的援助をすることができるとともに、それに伴う必要な監督の権限を有することとし、その他各種の免稅措置を規定したものであります。

以上が本法案の大要であります。本法案につきましては、委員会におきまして慎重に審議を行なつたのであ

りますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存します。

かくて質疑を終了し、討論は別段の発言もなく、本法案の採決に入りましたところ、原案の通り全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

次に、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案について御報告いたします。

この法律案は、終戦前、主として満州方面における医師の不足に応ずるため設立された医学の教育を目的とする医業の免許を受けた者及び朝鮮の医師試験第一部試験に合格した者等に対する資格を与え、医師となる道を開くことを限り医師国家試験予備試験を受験するところとし、かつ歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例についても、同様の措置を講ずるものであります。

本法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り議決すべきものと決定いたしました。

次に、労働福祉事業団法案につきま

る財團法人にこれを行わせており、また、失業保険法の規定に基く施設である職業訓練施設及び宿泊施設等の経営も、同じく委託契約により、当該施設の存する都道府県等にまかせて行わせております。しかしながら、これは施

設の適切かつ能率的な運営を期するに

おもてあります。

たところ、原案の通り全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

次に、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案について御報告いたします。

この法律案は、終戦前、主として満

州方面における医師の不足に応ずるた

め設立された医学の教育を目的とする

医業の免許を受けた者及び朝鮮の医

師試験第一部試験に合格した者等に対

してのそれを取り入れ、会長、監事、

評議員は内閣総理大臣がこれを任命す

ることとし、公けの支配に属するにふ

さわしい措置を講ずることといたして

あります。第二に、監督官庁としての内

閣総理大臣は、必要があると認めるとき同会の業務または会計の状況を検査し、また、業務上、法令、行政の処分または定款に違反したとき必要な是正措置を命ずる等の監督権を発動し得ることといたしてあります。第三に、国は同会に對し補助金を支出し、その他の財政的援助をすることができるとともに、それに伴う必要な監督の権限を有することとし、その他各種の免稅措置を規定したものであります。

以上が本法案の大要であります。

現在、労働者災害補償保険法の規定に基づく保険施設のうち、療養施設及び

「労働大臣は、事業団の運営について、労使の意見をどう反映してやって行くつもりであるか」という質疑に対しましては、労働大臣は、「労使団体の推

薦により、各三名を参与の名前で業務

ります。

つきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案につきましては、委員会にお

きまして慎重に審議を行なつたのであ

る職業再教育施設の経営については、政

の運営に参画させる」旨の答弁があり、また、「地方の諸施設の運営については、いかなる方針で臨むか」との質疑に対しましては、「施設の充実をはかるとともに、総合職業補導所の運営については、従来通り都道府県知事が指導、監督できるよう省令で定める」旨の答弁があり、さらに、「事業団が運営する水道事業の運営については、従来通り都道府県知事が指導、監督できるよう省令で定めかかるとともに、総合職業補導所の運営については、従来通り都道府県知事が指導、監督できるよう省令で定められる」旨の答弁がありました。

かくて質疑は終了し、討論に入り、続いて採決を行いましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案については、全会一致をもつて、次のとおり付替決議が付せられておりました。

政府は、労働福祉事業団が、その業務として行う保険施設の設置及び運営について、左の事項を実現するよう努力しなくてはならない。

一、労働者及び使用者の意見が十分反映されること。  
二、地方の実情と特殊性を尊重するよう指置すること。  
三、事業団の職員の給与、退職金その他労働条件について万全の措置を講ずること。  
以上であります。

最後に、水道法案について申し上げます。

本法案は、水道の普及と健全な発達

をはかるため、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、

水道事業を保護育成しようとするもの

であります。

本法案のおもな内容とするところは、一般国民を対象とする専用水道と

と、特定個人を対象とする専用水道とに分け、それにつきまして、良好な水の確保とその管理の適正を期し、

給水人口五千人未満の簡易水道に対する国庫補助、その他水道事業に対する助成の規定を設けたことであります。

本法案につきましては、質疑、討論を終了して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り議決すべきものと決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 次に、水道法案を終了して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り議決すべきものと決

定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、水道法案を終了して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り議決すべきものと決

定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、内閣委員長報告にかかる公務員の給与引上げ等に関する請願外四百十件の請願を一括して議題とする

おれば、これより四案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、水道法案を終了して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り議決すべきものと決

定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、内閣委員長報告にかかる公務員の給与引上げ等に関する請願外四百十件の請願を一括して議題とする

おれば、これより四案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

岡山県倉敷市の地域給に関する請願

茨城県大子町の地域給等に関する請願

福岡県筑後市の地域給に関する請願

(二件)

地域給制度の適正化に関する請願

兵庫県川西市の地域給に関する請願

福岡県筑後市の大字別々の地域給に関する請願

新潟県小千谷市内片貝地区等の寒冷地手当に関する請願

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する請願

法律の一部改正に関する請願

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する請願

法律の一部改正に関する請願

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する請願

新潟県糸魚川市内下早川、西海両地区の寒冷地手当に関する請願

滋賀県山東町の寒冷地手当に関する請願

八八四



昭和三十二年五月十九日 参議院会議録第三十九号 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案外一件

衆議院議長 益谷秀次

卷之三

私立学校教職員共済組合法の一部  
を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律

（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一  
部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」  
に、「第二十五条」を「第二十五条の  
二」と改める。

〔二〕は改める。  
第一章中第六条の次に次の二条を

(戸籍書類の無料証明)

（昭和二十二年法律第六十七号）第  
長を含むものとし、地方自治法

二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。」

は、組合又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に對し

（略）

これらは、(一) 総合員、総合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の書類(同様に、

**第十二条第二項中「十五人以内」を  
「二十人以内」に改める。**

第十四条中「使用される者（以下  
教職員等」という。）」を「使用される

（以「教職員等」という。）に改め、同条に次の一項を加える。

2 学校法人等に使用される者で、公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱を受け、その取扱の期間中、学校法人等から給与の全部又は一部の支給を受けるものは、前項の規定の適用については、常時勤務に服する者とみなす。

第十五条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第十六条中「第一号から第四号まで」を「第二号若しくは第四号までの事由に該当するに至つた日若しくはその翌日又は第三号」に、「第十四条各号」を「第十四条第一項各号」に改める。

第十七条に次の二項を加える。

2 組合員がその資格を喪失した後再び組合員たる資格を取得したと

標準給与の等級	標準給与の
第一級	六、〇
第二級	七、〇
第三級	八、〇
第四級	九、〇

第十五条各条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第十六条各条中「第一号から第四号まで」を「第二号若しくは第四号に掲げる事由に該当するに至つた日若しくはその翌日又は第三号」に、「第十四条各号」を「第十四条第一項各号」に改める。

第十七条に次の二項を加える。

2 組合員がその資格を喪失した後再び組合員たる資格を取得したと

組合員の資格を喪失した日の翌  
日の属する月に再び組合員たる資  
格を取得した場合における後の組  
合員であつた期間の計算について  
は、第一項の規定にかかるらず、  
その再び組合員たる資格を取得し  
た月は、その期間に算入しない。  
第十八条中「分べん」を「分べん」  
に、「災やく」を「災やく」に改める。  
第十九条第一項第一号中「医療機  
関」を「医療機関又は薬局」に改め  
る。

第二十条中「り災給付」を「り災給  
付」に改める。

第二十二条第一項の表を次のよう  
に改める。

第二十二条第二項から第四項までを次のように改める。

2

標準給与は、組合員が毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前二月間に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として定める。

前項の規定によつて定められた標準給与は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準給与とする。

4

第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者及び第七項の規定により七月から十月までのいずれかの月から標準給与が変更される組合員については、その年に限り適用しない。

5

組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在により標準給与を定める。

この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される給与については、その給与の額をそのまま標準給与とし、その支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額とする。

前項の規定によつて定められた標準給与は、組合員の資格を取得した月からその年の九月（六月一日から十二月三十一日まで）に組合員の資格を取得した者につい

ては、翌年の九月（）までの各月の標準給与とする。

7

第二項又は第五項の規定によつて標準給与が定められた組合員について現に使用される学校法人等において継続した二月間に受けた給与の総額を二で除して得た額が、その者の標準給与の基礎となつた給与月額にくらべて、著しく高低を生じ、文部省令で定める程

度に達したときは、その額を給与月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準給与が変更されるものとする。

前項の規定によつて変更された標準給与は、その年の九月（七月から十二月までのいずれかの月から変更されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準給与とする。

第三十一条第一項第一号

組合（第六十三条の二第一項に規定する連合会を含む。）

組合

第三十四条第一項

専売共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

第三十四条第二項

公社共済組合（日本電信電話

他の法律に基く共済組合の組合員又は組合員でない健康保険の被保険者を含む。）

これらの給付

第三十五条第一項

市町村職員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第三十六条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第三十七条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第三十八条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第三十九条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十一条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十二条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十三条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十四条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十五条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十六条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十七条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十八条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第四十九条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十一条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十二条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十三条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十四条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十五条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十六条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十七条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十八条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第五十九条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十一条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十二条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十三条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十四条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十五条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十六条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十七条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十八条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第六十九条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十一条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十二条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十三条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十四条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十五条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十六条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十七条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十八条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第七十九条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十一条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十二条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十三条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十四条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十五条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十六条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十七条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十八条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第八十九条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第九十条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第九十一条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第九十二条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

これらの給付

これらの給付

第九十三条第一項

公務員共済組合（市町村による職員共済組合）

昭和三十二年五月十九日 参議院会議録第三十九号 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案外一件

第三十条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、前条の規定により掛金を徴収するときは、この限りでない。

第三十条第二項中「督促状により指定すべき期限は、」の下に「前条各号の一に該当する場合を除き、」を加える。

第三十一条第一項中「前条の規定による督促」の下に「又は第二十九条の二各号(第一号を除く)」の一に該当したことにより納期を繰り上げてする掛金の納入の告知」を加え、「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第三十二条の見出しを「(国税徴収法の準用)」に改め、同条中「徴収金」に、

「第四条ノ九及び第四条ノ十」を「第四条ノ一から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第四条ノ十及び第九条ノ二」に改める。

第三十八条中「第七十一条第二項及び第三項並びに」を「第七十一条第二項から第四項まで及び」に改める。

第四十六条第一項中「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に、「医療機関」を「保険医療機関若しくは保険業局」に、「診療を行つた医療機関の病院若しくは診療所」を「療養を行つた保険医療機関若

しくは保険薬局」に改め、同条第二項中「医療機関又は」を「保険医療機関若しくは保険業局又は」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関又は保険薬局」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加え

(国家公務員共済組合法の改正の場合の経過措置)

第四十八条の二 第二十五条又は第三十八条において準用する国家公

務員共済組合法の規定が改正せられた場合におけるこの法律の適用について必要な経過措置に關しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

(国家公務員共済組合法の改正の場合の経過措置)

第四十八条の二 第二十五条又は第三十八条において準用する国家公

務員共済組合法の規定が改正せられた場合におけるこの法律の適用について必要な経過措置に關しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

(標準給与に関する経過措置)

昭和三十二年六月一日前に組合員

が標準給与を受取し、同日まで引き続き組合員である者のうち、次の各号に定められた者に対する者の同年四月

号に定める額をその者の昭和三十

二年四月から同年九月までの各月

の標準給与とする。

組合員たる資格を取得したものとみなしてこの法律による改正後の第十一条第五項の規定を適用するものとする。

一 昭和三十一年三月の標準給与

の月額が四千円又は五千円である者については、六千円

二 昭和三十二年三月の標準給与

の月額が三万六千円である者につい

ては、その者が昭和三十二

年四月一日に組合員の資格を取

得したものとみなして、この法

律による改正後の第二十二条の

規定により算定した額

並びに附則第三項から附則第五項

までの規定は、昭和三十二年四月

一日から施行し、その他の規定

は、各規定につき、同日以後におこなうべき期間内にて政令で定める日から施行する。(組合員たる期間の計算に關する経過措置)

第三十一条の規定は、この法律の施行前に再び組合員たる資格を取り得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算についても適用する。

(掛金徴収に関する経過措置)

昭和三十二年三月以前の月に係る掛金の徴収については、なお従前の一例による。ただし、この法律による改正後の第三十条の規定の適用を妨げない。

この法律は、公布の日から施行する。

三条第一項の表第六号上欄に掲げる者及び同表第七号上欄の高等学校若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者とみなす。

(教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案)

昭和三十二年五月十六日

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十二年五月十六日

參議院議長 松野鶴平殿

教育職員免許法施行法の一部を改

正する法律案

〔秋山長造君登壇、拍手〕

○秋山長造君 ただいま議題となりました私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、公立学校教職員共済組合と同様に、私立学校教職員の相互扶助事業を行い、その福

利厚生をばかり、もつて私立学校の振興に多大の役割を果してきております

が、今回、政府は次のような点につき改正案を提出いたしましたのであります。

まずその第一は、国家公務員共済組

合法を多くの点で準用している関係

の法律の施行の際現に第二十

五条において準用する国家公務員

4 旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士

## 官 報 (号) 外

を行なつてゐることであります。第二は、短期経理において赤字が予想されますので、組合員の資格を明確にし、標準給与の最低、最高を引き上げるとともに、標準給与の決定について定時決定方式を採用し、組合の事務を適確簡明にし、もつて組合財政の健全化をはかるうとするものであります。その他若干の所要規定を整備しております。なお、本案は衆議院において、附則における施行期日につき必要な修正を行なつております。

委員会におきましては慎重審議をいたしましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、高田委員より賛成の意見が述べられるとともに、各派を代表して矢嶋委員より、次の付帯決議案が提出されました。付帯決議案を朗読いたしました。

我が国の学校教育における私立学校の重要性と、その私立学校教職員の福祉厚生事業を行なつてゐる共済組合の財政状況にかんがみ、政府管掌健康保険における国庫補助等と同様な趣旨において、私立学校教職員共済組合の短期給付及び福祉事業に対する、政府は、すみやかに国庫補助の道を講すべきである。

以上であります。

次いで採決の結果、衆議院送付案を全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、付帯決議案も全会一致をもつて、これを付すべきものと決定した次第でございます。

次に、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきまして、審議の経過と結果を御報告いたします。

本案の内容は、もとの陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、陸軍經理学校、海軍兵学校、海軍機関学校及び海軍經理学校の卒業者で、教職についている者のうち、現に在職一年以上の者に限り、旧制高等専門学校の卒業者と同様の免許状を授与することとしております。

委員会の審議の過程におきましては、各委員から、旧軍関係者であった者の中、一年以上在職する者と規定した理由、免許状取得に要する単位の履習状況と他の学校との均衡等について熱心な質疑が行われましたが、これらの質疑と、提案者並びに政府からの答弁の詳細については、委員会会議録をどうぞご覧くださいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、安部委員より、本案に賛成の意見の開陳があり、統いて採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたしました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔參事朗誦〕

本日委員長から左の議案について継続審査の要求書を提出した。

商工委員会

一、中小企業団体法案(閣法第一三〇号)(衆議院送付)

一、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第一五二号)(衆議院送付)

一、日程第一 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案

一、自転車競技法の一部を改正する法律案

一、小型自動車競走法の一部を改正する法律案

一、南方同胞援護会法案

一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

一、労働福祉事業団法案

一、水道法案

一、公務員の給与引上げ等に関する請願外四百十件の請願

一、私立学校教職員共済組合法の一  
部を改正する法律案

一、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、委員会の審査を閉会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

たゞいま参事に報告させました通り、商工委員長から継続審査の要求書が提出されております。

兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔參事朗誦〕

本日委員長から左の議案について継続審査の要求書を提出した。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔參事朗誦〕

本日委員長から左の議案について継続審査の要求書を提出した。

商工委員会

一、中小企業団体法案(閣法第一三〇号)(衆議院送付)

一、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第一五二号)(衆議院送付)

一、日程第一 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案

一、自転車競技法の一部を改正する法律案

一、小型自動車競走法の一部を改正する法律案

一、南方同胞援護会法案

一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

一、労働福祉事業団法案

一、水道法案

一、公務員の給与引上げ等に関する請願外四百十件の請願

一、私立学校教職員共済組合法の一  
部を改正する法律案

一、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員	副議長	議長	松野鶴平君
中山 福城君	豊田 雅孝君	寺尾 豊君	
田村 文吉君	村上 義一君	武藤 常介君	
廣瀬 久忠君	伊能繁次郎君	鹿島守之助君	
島村 軍次君	梶原 茂嘉君	堀 末治君	
石井 桂君	佐藤 尚武君	苦米地英俊君	
加藤 正人君	西川甚五郎君	西川甚五郎君	
上林 忠次君	杉山 昌作君	新谷寅三郎君	
奥 むめお君	佐藤 忠篤君	高橋 定吉君	
有馬 英二君	堀本 宜實君	仲原 善一君	
上林 忠次君	西川甚五郎君	大沢 雄一君	
井野 碩哉君	西川甚五郎君	成田 一郎君	
後藤 文夫君	西川甚五郎君	前田住都男君	
新谷寅三郎君	西川甚五郎君	鶴見 祐輔君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	成田 一郎君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	高橋 定吉君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	手島 栄君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	大谷藤之助君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	秋山俊一郎君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	高野 一夫君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	木内 四郎君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	横川 信夫君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	雨森 常夫君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	迫水 久常君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	田中 啓一君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	安井 謙君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	三浦 義男君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	小柳 牧衛君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	堀木 鎌三君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	左藤 義詮君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	石原幹市郎君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	重宗 雄三君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	黒川 武雄君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	苦米地義三君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	春彦君	
西川甚五郎君	西川甚五郎君	泉山 三六君	

昭和三十二年五月十九日 參議院會議錄第三十九号

政府委員	内閣總理大臣官房公務員制度調査室參事官	厚生省公衆衛生局環境衛生部長	通商産業政務次官	尾崎 朝東君
貢段行誤	厚生省公衆衛生局環境衛生部長	通商産業政務次官	尾崎 朝東君	尾崎 朝東君
空三二採決	通商産業政務次官	長谷川四郎君	長谷川四郎君	長谷川四郎君
正誤	長谷川四郎君	長谷川四郎君	長谷川四郎君	長谷川四郎君
採決	長谷川四郎君	長谷川四郎君	長谷川四郎君	長谷川四郎君

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution. We shall not shrink from that decision.